

# 元気な野菜産地づくり支援事業

## 1. 生産拡大や契約取引の拡大につながる栽培全般や収穫・調製の省力化に資する機械・施設の導入支援

### 事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者(※)、農業を営む法人、市農業公社、JA出資型法人等

※ 認定新規就農者は、経営開始後2年以上経過し、認定農業者になることが見込まれる者

### 対象品目

だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ、カリフラワー、スイートコーン、にんにく、馬鈴薯、ナスの17品目

### 補助対象

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合  
→収穫・調製・出荷作業の省力化に資する機械・施設
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合  
→栽培全般(収穫・調製含む)の省力化に資する機械・施設

収穫・調製等の省力化に資する機械の例



専用収穫機



葉物等包装機



移植機



乗用防除機

栽培全般の省力化に資する機械の例

### 主な採択要件

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合  
→対象品目の作付面積を2ha以上拡大すること  
そのうち契約取引を1ha以上拡大すること
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合  
→対象品目の作付面積を2ha以上拡大すること  
そのうち契約取引を0.2ha以上拡大すること

※ 高収益品目(さといも、にんにく等)については拡大面積の緩和措置があります。

### 補助率等

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合  
事業費の2分の1以内(補助額の上限:350万円)
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合  
事業費の2分の1以内(補助額の上限:250万円)

## 2. 流通の効率化等に資する機器・設備の導入支援

### 事業実施主体

農業者3戸以上の団体、農業法人、農協等

※ 団体の場合は認定農業者1人以上を含むこと  
※ 農業法人の場合は受益農業従事者5人以上であること

### 主な採択要件

対象品目(※)の契約取引の拡大1ha以上

※ 対象品目は1.の機械・施設の導入支援と同じです。

流通の効率化等に資する機器・設備の例



鉄コンテナ



温風乾燥機

### 補助対象

流通の効率化に資する機器・設備(低温貯蔵庫、乾燥用機器、鉄コンテナ等)

### 補助率等

事業費の2分の1以内(補助額の上限:200万円)

### 問い合わせ先

- 埼玉県農林部生産振興課 TEL 048-830-4142
- 東松山農林振興センター TEL 0493-23-8532

ご質問等がございましたら、上記までお気軽にご連絡ください

## 1 契約取引等生産拡大支援事業の事業実施主体・補助要件等

※ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象としない。

事業種類	事業実施主体	経営規模	成果目標	補助対象(※2)	補助率	補助上限	補助要件等
収穫・調製の省力化への支援	農業法人 認定農業者 認定新規就農者 市町村農業公社 JA出資型法人	中～大規模経営体 (事業実施前の露地野菜の作付面積3ha以上)	概ね2.0ha以上の生産拡大(※6) うち1.0ha以上の契約取引拡大	①収穫・調製・出荷作業の省力化に直接的に資する機械・施設(※3) (収穫機、調製機、選別機、計量機、包装機等) ②スマート農業機械(※4) (直進アシスト機能付トラクタ、農業用ドローン、自動草刈り機等) ③水田活用のための排水対策用機械(※5) (溝堀機、サブソイラ、カットドレーン等)	1/2以内	350万円	①元気な野菜産地づくり基本構想、及び管轄農林振興センターの作成する元気な野菜産地づくり地域構想の実現に資する取組であること。 ②事業対象品目について、成果目標に沿った生産拡大及び契約取引の拡大等の取組がなされ、その内容が書面により確認できること 【事業実施主体別の要件】 ・農業法人の場合は、定款に農業生産活動の実施が明記されていること。 ・認定農業者の場合は、農業経営改善計画書に基づく取組であること。 ・認定新規就農者の場合は、就農後2年以上経過し、かつ将来認定農業者になることが見込まれること。また、青年等就農計画に基づく取組であること。 ・農業者の組織する団体の場合は、農業者3戸以上で組織し、団体の運営に関する規約があり、機械管理規程等が整備されていること。また、認定農業者又は認定新規就農者1人以上を必ず含むこと。
栽培全般の省力化への支援	農業法人 認定農業者 認定新規就農者 農業法人 市町村農業公社 JA出資型法人 農業者の組織する団体	準中規模経営体 (事業実施前の露地野菜の作付面積1ha～3ha未満) ※水田を積極的に活用する場合は経営規模を問わない(※1)	概ね2.0ha以上の生産拡大(※6) うち0.2ha以上の契約取引拡大	①栽培全般の機械化・省力化に資する機械・施設(※3) (施肥同時播種機、乗用管理機、中耕培土機、育苗用ハウス等) ②スマート農業機械(※4) (直進アシスト機能付トラクタ、農業用ドローン、自動草刈り機等) ③水田活用のための排水対策用機械(※5) (溝堀機、サブソイラ、カットドレーン等)	1/2以内	250万円	・認定農業者の場合は、農業経営改善計画書に基づく取組であること。 ・認定新規就農者の場合は、就農後2年以上経過し、かつ将来認定農業者になることが見込まれること。また、青年等就農計画に基づく取組であること。 ・農業者の組織する団体の場合は、農業者3戸以上で組織し、団体の運営に関する規約があり、機械管理規程等が整備されていること。また、認定農業者又は認定新規就農者1人以上を必ず含むこと。

※1 水田を積極的に活用する場合は、成果目標において作付拡大する面積のうち1.0ha以上を水田により拡大する場合をいう。

※2 機械・施設は新品に限る。また、既に所持している機械等の機能向上を伴わない更新は補助対象としない。

※3 施設は、育苗ハウス(栽培全般への省力化支援のみ補助対象)及び予冷・保冷库に限る。設置工事費、運搬費も対象とする。育苗用ハウスは施設園芸共済への加入を必須とする。

※4 スマート農業機械は、直進アシスト機能付トラクタ、農業用ドローン、自動草刈り機等の先進的な機械に限る。

※5 水田活用のための排水対策用機械は、水田を活用する作付拡大計画がある場合に限り補助対象とする。

※6 ナス、さといも、にんにく、ねぎ、えだまめ、にんじん、レタスについては、拡大面積の要件緩和措置があります。詳しくは、県、市町村等の申請窓口までお尋ねください。

## 2 契約取引等流通体制支援事業の事業実施主体・補助要件等

※ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象としない。

事業種類	事業実施主体	成果目標	補助対象(※6)	補助率	補助上限	補助要件
契約取引等流通体制支援事業	農業者の組織する団体 農業法人 農業協同組合又は農業協同組合連合会 その他知事が認める者	1ha以上の契約取引の拡大	①流通の効率化に資する機器・設備 (共同利用する低温貯蔵庫、乾燥用機器、鉄コンテナ等)	1/2以内	200万円	①元気な野菜産地づくり基本構想、及び管轄農林振興センターの作成する元気な野菜産地づくり地域構想の実現に資する取組であること。 ②事業対象品目について、成果目標に沿った契約取引の拡大等の取組がなされ、その内容が書面により確認できること 【事業実施主体別の要件】 ・農業者の組織する団体の場合は、農業者3戸以上で組織し、団体の運営に関する規約があり、機械管理規程等が整備されていること。また、認定農業者又は認定新規就農者1人以上を必ず含むこと。 ・農業法人の場合は、受益農業従事者5人以上を含むこと。 ・農業協同組合又は農業協同組合連合会の場合は、受益農業者が3戸以上であること。

※6 機器・設備は新品に限る。また、既に所持している機器等の機能向上を伴わない更新は補助対象としない。